

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 9 月 21 日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第 4 号

鴨川市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鴨川市企業職員の給与に関する規程（平成 17 年鴨川市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中「923 円」及び「925 円」を「1,026 円」に改める。

別表第 7 中「18,025 円」を「19,570 円」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。